

法人役員退任慰労金支給基準

(昭和55年6月12日制定)

- 1 法人役員には、この基準により、役員退任に際し退任慰労金を支給する。
- 2 慰労金算定基礎額は、退任月に法人から支給されている役員手当または職務手当の1箇月相当額とする。
- 3 慰労金算定期間は、法人役員として就任した月から退任した月までの月数とする。
- 4 法人役員在任期間中に役員の職務が異なるときは、その職務に従事した期間ごとに計算する。
- 5 慰労金の計算は、算定基礎額に慰労金算定期間を12で除した数を乗じて得た額とする。ただし、上記4に該当するときは、それぞれの期間ごとに算出された額の合計額とする。
- 6 理事長、学院長、常務理事及び監事については、上記5で得た額に別表第1の係数を乗じたものとする。
- 7 この基準の改廃は、各監事の同意を得て評議員会に諮問し、その意見を聴いたうえで理事会において決定する。

附 則

この基準は、昭和55年6月12日から実施する。

附 則

この基準は、平成2年2月5日から改正実施する。

附 則

この基準は、2019年12月14日に改正し、2020年4月1日から実施する。

別表第1

| | 係数 |
|------|-----|
| 理事長 | 5.0 |
| 学院長 | 5.0 |
| 常務理事 | 4.0 |
| 監事 | 3.0 |